

令和二年三月十二日付け広島県報（定期）第二十号に登載の広島県告示第九十一号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

一	ページ	行	誤
	後ろから五	変更しない。	正
			（一）主伐は、択伐による。 （二）主伐として伐採することが できる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。 （三）間伐に係る森林は、次の とおりとする。